

富山県「とやまの食」販売等緊急支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 富山県「とやまの食」販売等緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 県産農林水産物等 県産の農林水産物又はその加工品（いずれも食品であるものに限る。）をいう。
- (3) 小規模事業者等 小規模事業者（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者をいう。以下同じ。）及び第4条第1項第1号ア又はイに掲げる者（小規模事業者を除く。）であって常時使用する従業員の数が20人以下であるものをいう。

(趣旨)

第3条 知事は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少した県産農林水産物等の販売を行う中小企業者、生産者等がこの難局を乗り越え、経営力を取り戻し、かつ強化して反転攻勢につなげるため、県産農林水産物等のインターネット等を活用した販売拡大、商品開発、感染防止対策等の取組みに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次に該当する者とする。

県産農林水産物等の販売を行う者であって、次のいずれかに該当するもの（県内に事務所を有するものに限る。）

ア 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者
イ アのほか、農林漁業者を直接又は間接の構成員とする団体（法人でない団体にあつては、代表者又は管理人の定めのあるものに限る。）

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号に該当する場合は、補助対象としないものとする。

- (1) 補助対象者が、次のいずれかに該当する中小企業者（いわゆる、みなし大企業）である場合
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めるな

ど経営に支配力を有していると認められる中小企業者

- (2) 取締役等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人その他の団体である場合にはその役員又はその支店若しくは常時各種業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合
- (3) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している場合
- (4) 取締役等が自己、自らの団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している場合
- (5) 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合
- (6) 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合
- (7) 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している場合
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及びにこれに類似する業種を営む者
- (9) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- (10) 補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

（補助事業）

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県産農林水産物等のインターネット等を活用した販売拡大、商品開発、感染防止対策等を行う事業（前条第1項第1号ア又はイに掲げる者（以下「民間事業者」という。）が行うものに限る。）とする。

（補助対象経費、補助率及び補助金額）

第6条 補助事業の補助対象経費、補助率及び補助金額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）を、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

- 2 前項の補助金の交付の申請をするに当っては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第8条 知事は、規則第4条に規定する補助金の交付の決定を、申請を受け付けた日から30日以内に行うものとする。

2 知事は、当該申請書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等のうえ、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助事業を実施する申請者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

(補助事業の採択)

第9条 補助事業は、予算の範囲内で採択するものとする。

(補助金の交付の条件)

第10条 知事は、交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、補助事業者に対して補助事業を行うため締結する契約に関する事項その他補助事業に要する経費の使用方法に関して条件を付すものとする。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第11条 補助事業の内容の変更（軽微なものを除く。）又は補助事業に要する経費の変更（軽微なものを除く。）をする場合には変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、承認を受けるものとする。

2 前項の補助事業の内容の変更に係る軽微なものとは、補助目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更で、かつ、事業能率の低下をもたらさないものとし、補助事業に要する経費の変更に係る軽微なものとは、補助対象経費の30パーセント以内の変更とする。

(事業の中止及び廃止)

第12条 補助事業を中止し、又は廃止する場合には変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、承認を受けるものとする。

(補助事業の遅延等)

第13条 補助事業が指定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、知事に報告し、その指示を受けるものとする。

(申請の取下げ)

第14条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出するものとする。

(補助事業の遂行)

第15条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、補助金を他の用途へ使用してはならないものとする。

(遂行状況の報告)

第 16 条 補助事業者は、必要に応じ、遂行状況報告書（様式第 3 号）により、知事に対して補助事業の遂行状況について報告するものとする。

(実績報告)

第 17 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から 30 日を経過した日又は令和 4 年 1 月 24 日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 4 号）を知事に提出するものとする。

(額の確定)

第 18 条 知事は、実績報告の提出を受けた場合においては、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対して通知するものとする。

(補助金の支払い)

第 19 条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を補助事業者に支払うものとする。ただし、補助事業を遂行するために必要があると認めるときは、補助金の 1 / 2 以内を概算払により交付することができる。

(補助金の概算払)

第 20 条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第 5 号）により知事に補助金の支払を請求するものとする。

(立入検査等)

第 21 条 知事は、補助事業の適正化を期すため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又は、補助事業者の事務所、事業者等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(交付決定の取消し)

第 22 条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用する等その補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助事業者が第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定の全部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第 23 条 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 知事は、第 1 項の規定により補助事業者に対し補助金の返還を命じたときは、当該命令に係る補助金の交付の日から受領の日までの日数に応じ、返還すべき補助金の額に年 10.95 パーセントの割合を乗じて得た額を加算金として徴収することができるも

のとする。

- 3 知事は、前2項の規定により補助事業者に対し補助金の返還を命じた場合において、返還すべき補助金及び前項の加算金の全部又は一部が納付されなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に対して年10.95パーセントの割合を乗じて得た額を延滞金として徴収することができるものとする。

(取得財産等の処分の制限)

第24条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、次の各号に定める期間（以下「処分制限期間」）を経過しない場合においては、取得財産等管理台帳（様式第6号）を整備保管するとともに、当該取得財産等に取得年度及び補助金の名称を記載した標章を貼付して管理しなければならない。

(1) 減価償却資産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数又は補助事業の完了の日から10年のいずれか短い期間

(2) 汎用性が高い備品等については、前号の規定にかかわらず補助事業の完了の日から5年

- 2 補助事業者は、取得財産等を補助金の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第7号）により知事の承認を受けなければならない。ただし、処分制限期間を経過したものについてはこの限りでない。
- 3 前項の場合において、知事は、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。ただし、当該取得財産の処分が処分制限期間を経過している場合はこの限りでない。

(補助金の経理等)

第25条 補助事業者は、補助金に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、事業年度終了後5年まで保存するものとする。

(その他)

第26条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月27日から施行する。

別表（第6条関係）

1 補助対象経費の概要および補助率

区分	補助対象経費	補助率	補助金額
(1) インターネット等を活用した販売拡大	<p>ア ホームページの開設又はリニューアルに要する経費 専門家への委託費、謝金及び旅費、参考資料の購入費、検討会の開催費、システムの設計費、商品撮影費、ホームページの保守管理費（開設・リニューアル初年度のみ）等</p> <p>イ 販路拡大に要する経費 ECモール出品登録料（売上げに応じて掛かる経費は対象外）、展示会出展にかかる小間料、旅費、リース料等</p> <p>ウ その他知事が必要と認める経費</p>	3分の2 （小規模事業者等にあつては、4分の3）	上限額 100万円 下限額 なし
(2) 商品開発	<p>ア 新商品やセット商品等の開発、県産食材を活用したレシピの作成等に要する経費 専門家への委託費、謝金及び旅費、試作材料費、参考資料の購入費、検討会の開催費、調査費等</p> <p>イ その他知事が必要と認める経費</p>		
(3) 感染防止対策	<p>ア 商品の選別・袋詰め・発送作業業務を行う作業場の換気対策機器等感染防止対策に資する機器の導入に要する経費（工事は不可）</p> <p>イ その他知事が必要と認める経費</p>		

備考

- 1 区分(1)は必ず実施するものとし、区分(2)又は(3)のみの実施は不可とする。
- 2 補助対象経費は、補助事業で必要とされるものに限るものとする。
- 3 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とする。
- 4 次に掲げる経費については、事業の実施に必要なものであつても、補助対象経費に含めることができないものとする。
 - (1) 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
 - (2) 通常の事業活動のための設備投資費用、パソコンやサーバの購入費並びに事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費
 - (3) 飲食、奢侈、娯楽及び接待の費用
 - (4) その他この事業を実施するうえで必要とは認められない経費及びこの事業の実施に要した経費であることを証明できない経費
- 5 補助金の交付額は、千円未満の端数を除いた額とする。

富山県知事 新田 八朗 殿

住所：

氏名：

（団体にあつては、その主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の職及び氏名）

担当者：

電話：

E-mail：

富山県「とやまの食」販売等緊急支援事業費補助金交付申請書

「とやまの食」ネット販売等緊急支援事業を実施したいので、富山県「とやまの食」販売等緊急支援事業費補助金 金 円を交付されるよう富山県補助金等交付規則第 3 条の規定により、申請します。

誓約

私は、「とやまの食」販売等緊急支援事業費補助金の申請にあたって、下記の事項について誓約します。また、誓約を遵守するほか、申請内容に関連して私宛に照会することを承諾し、照会があった場合には、誠実に回答するとともに、県が必要な場合には、富山県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1 提出した書類の記載事項は、事実と相違ありません。
- 2 補助金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や、「とやまの食」販売等緊急支援事業費補助金並びに募集要領（以下「要綱等」という。）に反する不正等が発覚した場合は、補助金の返還等に応じます。返還しなかった場合は、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額に対して年 10.95%の割合を乗じて得た額を延滞金として納入します。また、富山県や機構の求めがあった場合は速やかに情報を提供し、立入検査に応じるとともに、補助金の交付決定状況や、不正があった場合の事実等の公表について同意します。
- 3 事業に係る取得財産や経理関係書類等については、要綱等に基づき適切に整備保管、管理します。
- 4 次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1)みなし大企業（交付要綱第 4 条 2 項 1 号に規定）
 - (2)暴力団関係者（交付要綱第 4 条 2 項 2 号～ 7 号に規定）
 - (3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（交付要綱第 4 条 2 項 8 号に規定）
 - (4)営業に関して必要な許認可等を取得していない者（交付要綱第 4 条 2 項 9 号に規定）
 - (5)補助金の交付にあたり、社会的信頼性及び公平性を損なうおそれがある者（交付要綱第 4 条 2 項 10 号に規定）

1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

- (1) 補助事業に要する経費 金 円
 (2) 補助金交付申請額 金 円

2 補助事業に要する経費の配分

総事業費 (A~D)	負担区分				摘要
	県補助 (A)	市町村補助 (B)	その他補助 (C)	自己資金 (D)	
円	円	円	円	円	

備考 摘要の欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇円」と、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかではない場合は「含税額」と記入してください。

3 補助対象経費の内訳

事業内容	補助対象経費		摘要
	区分	金額 (円)	
(1) インターネット等を活用した販売拡大	〇〇費		
	〇〇費		
	(小計)		
(2) 商品の開発等	〇〇費		
	〇〇費		
	(小計)		
(3) 感染防止対策	〇〇費		
	〇〇費		
	(小計)		
計 ((1)~(3))			

備考 見積書の写しその他の経費の積算の根拠となる資料を添付してください。

4 補助事業完了予定年月日

年 月 日

5 補助事業者の概要 (令和2年12月31日現在)

区分	内容	摘要
事業の内容		
事業開始年月	年 月	
常時使用する従業者数	人	
資本金又は出資金の総額	円	
令和2年度売上高	円	
補助率区分※当てはまるものに○	中小企業者 ・ 小規模事業者	
ウェブサイト・SNS等 URL		
ECサイト・ECモール		

備考

- 1 補助事業者が法人である場合は登記事項証明書を、法人格のない団体である場合は定款又はこれに準ずるものを添付してください。
- 2 補助事業者の概要が分かる資料（パンフレット等）があれば、添付してください。
- 3 補助事業者が協議会等である場合は、この表を記入する必要はありません。

6 補助事業の概要等

- (1) 事業の現況（新型コロナウイルス感染症による売上高、集客、従業者等への影響および課題）・補助事業の必要性

- (2) 販売拡大を行う県産農林水産物等

区分	商品名等	年間売上高（円）
現に販売している県産農林水産物等（実績）		
新たに販売する県産農林水産物等（予定）		

- (3) 具体的な事業内容

分類	取組内容	実施時期 (○年○月)

※「分類」欄には、「販売拡大」、「商品開発」、「感染対策」のいずれかを記載

- (4) 事業目標

	項目	数値	
①	EC（ネット販売）件数・売上額	件	円
②	受注件数・売上増加額	件	円
③	商談件数	件	成立額 円

		(うち成立 件)	
④	オンライン商談件数	件 (うち成立 件)	成立額 円
⑤	新商品開発件数・売上増加額	件	円
⑥	その他（生産性の向上、等）		

(5) 事業実施期間 令和3年 月 日 ～ 月 日
(うち上記事業目標の数値集計期間：令和3年 月 日 ～ 月 日)

(6) その他（参考となる事由があれば、記載してください。）

- ・ 出展予定の展示会の概要
 - ・ 出店予定の EC モールの概要
 - ・ 開設・リニューアル予定の EC サイトの概要
- 等

※記入欄は適宜拡張してください。また、別紙による説明も可能です。

※補足説明など、適宜資料を添付してください。

富山県知事 新田 八朗 殿

住所：

氏名：

（団体にあつては、その主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の職及び氏名）

担当者：

電話：

E-mail：

富山県「とやまの食」販売等緊急支援事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け富山県指令農企第 号で交付の決定の通知があつた富山県「とやまの食」ネット販売等緊急支援事業費補助金については、次のとおり変更（中止・廃止）をしたいので申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）を必要とする理由
- 3 変更（中止・廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 4 変更（中止・廃止）後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（新旧の対比）
- 5 その他

備考 中止又は廃止にあつては、「5 その他」に中止又は廃止後の措置を含めて記載してください。

富山県知事 新田 八朗 殿

住所：
氏名：
（団体にあつては、その主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の職及び氏名）
担当者：
電話：
E-mail：

富山県「とやまの食」販売等緊急支援事業費補助金遂行状況報告書

年 月 日付け富山県指令農企第 号で交付の決定の通知があつた富山県「とやまの食」
ネット販売等緊急支援事業費補助金について、次のとおり遂行状況を報告します。

- 1 補助事業の遂行状況
- 2 補助対象経費の区分別収支の概要
 - (1) 収入の部

総事業費 (A～D)	負担区分				摘要
	県補助 (A)	市町村補助 (B)	その他補助 (C)	自己資金 (D)	
円	円	円	円	円	

- (2) 支出の部

事業内容	補助対象経費		摘要
	区分	金額（円）	
(1) インターネット等を 活用した販売拡大	〇〇費		
	〇〇費		
	(小計)		
(2) 商品の開発等	〇〇費		
	〇〇費		
	(小計)		
(3) 感染防止対策	〇〇費		
	〇〇費		
	(小計)		
計 ((1)～(3))			

備考

見積書の写しその他の経費の積算の根拠となる資料を添付してください。

番 号
年 月 日

富山県知事 新田 八朗 殿

住所：
氏名： 印
（団体にあつては、その主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の職及び氏名）
担当者：
電話：
E-mail：

富山県「とやまの食」販売等緊急支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け富山県指令農企第 号で交付の決定の通知があつた富山県「とやまの食」販売等緊急支援事業費補助金について、富山県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を次のとおり報告します。

1 補助事業の実施概要等

(1) 事業実施期間 令和3年 月 日 ～ 月 日
（うち下記事業目標の数値集計期間：令和3年 月 日 ～ 月 日）

(2) 実施概要

(3) 販売拡大を行った県産農林水産物等

商品名等	売上高（円）

(4) 具体的な事業内容

分類	取組内容	実施時期 (○年○月)

※「分類」欄には、「販売拡大」、「商品開発」、「感染対策」のいずれかを記載

(5) 目標の達成状況

①	項目	数値	
		EC (ネット販売) 件数・売上額	件
	目標	件	円
②	受注件数・売上増加額	件	円
	目標	件	円
③	商談件数	件 (うち成立 件)	成立額 円
	目標	件 (うち成立 件)	成立額 円
④	オンライン商談件数	件 (うち成立 件)	成立額 円
	目標	件 (うち成立 件)	成立額 円
⑤	新商品開発件数・売上増加額	件	円
	目標	件	円
⑥	その他 (生産性の向上、等)		

2 補助事業に係る収支

(1) 収入の部

総事業費 (A～D)	負担区分				摘要
	県補助 (A)	市町村補助 (B)	その他補助 (C)	自己資金 (D)	
円	円	円	円	円	

備考 摘要の欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇円」と、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかではない場合は「含税額」と記入してください。

(2) 支出の部

事業内容	補助対象経費		摘要
	区分	金額 (円)	
(1) インターネット等を 活用した販売拡大	〇〇費		
	〇〇費		
	(小計)		
(2) 商品の開発等	〇〇費		
	〇〇費		
	(小計)		
(3) 感染防止対策	〇〇費		
	〇〇費		
	(小計)		
計 ((1)～(3))			

備考 領収書の写しその他の経費の支払いの根拠となる資料を添付してください。

3 補助事業完了年月日
令和 年 月 日

4 補助金の振込先

金融機関名	
支店（支所）名	
預金（貯金）の種別	
口座番号	
名義人	

(添付資料) 事業の成果物・内容が分かる資料

番 号
年 月 日

富山県知事 新田 八朗 殿

住所：

氏名：

（団体にあつては、その主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の職及び氏名）

担当者：

電話：

E-mail：

富山県「とやまの食」販売等緊急支援事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け富山県指令農企第 号で交付の決定の通知があつた富山県「とやまの食」ネット販売等緊急支援事業費補助金について、概算払により補助金を交付されるよう請求します。

1 概算払請求金額 金 円

2 請求金額の算出内訳

3 概算払を請求する理由

4 振込先

金融機関名	
支店（支所）名	
預金（貯金）の種別	
口座番号	
名義人	

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	処分制限期間	保管場所	補助率	備考

備考

- 1 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 13 条第 1 号から第 3 号までに掲げる財産及び 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械、器具、備品その他の財産とします。
- 2 財産名の区分は、(ア)車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(イ)無形資産、(ウ)開発研究用資産、(エ)その他の物件とします。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えありません。単価が異なる場合は分割して記載してください。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載してください。
- 5 処分制限期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条の規定により処分が制限される期間を記載してください。

番 号
年 月 日

富山県知事 新田 八朗 殿

住所：

氏名：

印

（団体にあつては、その主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の職及び氏名）

担当者：

電話：

E-mail：

富山県「とやまの食」販売等緊急支援事業費補助金財産処分承認申請書

年 月 日付け富山県指令農企第 号で交付の決定の通知があつた富山県「とやまの食」ネット販売等緊急支援事業費補助金について、取得財産等を処分したいので申請します。

1 処分の内容等

(1) 処分する財産名等

(2) 処分の内容及び処分予定日

(3) 有償又は無償の別

(4) 処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2 処分の理由